

## 【会則の変更】

日本運動器看護学会会則

### 第一章 総則

第 1 条 本会は、日本運動器看護学会 Japan Society for Musculoskeletal Nursing(JSMN)と称する。

第 2 条 本会の所在地は、事務局である東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター株式会社国際文献社内とする。

### 第二章 目的

第 3 条 本会は、運動器看護学の学術的発展を図るとともに、看護実践の質的向上に寄与することを目的とする。

### 第三章 事業

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 会誌等の発行
- (3) 研究支援ならびに教育事業
- (4) 日本運動器看護学会認定運動器看護師制度の運営
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

### 第四章 会員

第 5 条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 名誉会員

第 6 条 正会員とは、本会の目的に賛同し、運動器看護に関心をもつ研究者もしくは実践者で、所定の手続きと入会金・

会費の納入を完了した者をいう。

2 正会員は総会に出席し議決権を行使できる。

3 正会員は会誌に投稿し、学術集会で発表し、且つ会誌の配布を受けることができる。

第 7 条 賛助会員とは、正会員以外で本会に寄与するために入会を希望するもので、所定の手続きと入会金・会費の

納入を完了した者をいう。

第 8 条 名誉会員とは、本会の事業に多大な寄与を成した者で、理事長が推薦し理事会の議を得て、総会で承認を得

た者とする。

2 名誉会員は理事会の要請に応じて、理事会で意見を述べるができる。

3 名誉会員は会費の納入を必要としない。

第 9 条 正会員・賛助会員の資格は、年会費を納入することで毎年更新される。2

2 本人から退会の申し入れがあった場合、退会とみなし会員資格を失う。

3 2年以上続けて年会費が納入されない場合は会員資格を失う。

4 本会の名誉を著しく傷つけた場合は、理事会の議を経て除名することができる。

## 第五章 役員

第 10 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 副理事長 1 名
- (3) 理事 10 名程度（理事長・副理事長を含む）
- (4) 監事 2 名

第 11 条 本会の役員を選出は次の通りとする。

- (1) 理事長および副理事長は理事会が理事のなかから選出し、総会の承認を得る。
- (2) 理事および監事は理事会が推薦する正会員のなかから、正会員が選挙で選出し、総会の承認を得る。

第 12 条 本会の役員任期は 3 年とし、再任は妨げない。

2 本会の役員は、原則として引き続き 6 年を超えて在任することはできない。

但し、理事会が必要と認めた場合はその限りではない。

3 役員に事故あるときは、理事会の議を経て交代することができる。その場合の任期は交替の対象となった役員  
の残留任期の期間とする。

第 13 条 本会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 理事長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- (4) 監事は、本会の会計および資産を監査し、その結果を総会に報告する。

## 第六章 会議

第 14 条 本会に次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会

第 15 条 総会は、理事長がこれを招集し、議長となる。

2 定期総会は、年 1 回開催する。

3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、ないしは正会員の 5 分の 1 以上の要求があったときに開催できる。

4 総会は、正会員の 10 分の 1 以上の出席をもって成立する。但し、委任状をもって出席とみなすことができる。

5 総会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とし、賛否同数のときは議長がこれを決定する。

6 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 会則変更
- (4) その他、理事長又は理事会が必要とする事項

第 16 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会の議長は、原則として理事長とする。

3 理事会は、年 2 回以上開催する。但し、役員半数以上から請求があったときは、理事長は臨時にこれを開催しなければならない。

4 理事会は、役員過半数の出席をもって成立する。

5 理事会の議は、出席者の過半数の賛同によって得る。

#### 第七章 委員会

第 17 条 本会の事業の遂行にあたっては、各種委員会を設置する。

2 本会の事業に必要な委員会の設置及び解散は、理事会の議による。

3 委員会は、理事会で選出された次の委員をもって組織する。

- (1) 理事 1 名以上
- (2) 会員適当数

第 18 条 本会の委員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。

#### 第八章 学術集会

第 19 条 学術集会は年 1 回開催される。

第 20 条 学術集会会長は、理事会が推薦し、総会の承認を得る。

第 21 条 学術集会会長は、企画委員会を設け、学術集会を主宰する。

第 22 条 学術集会の会長の任期は 1 年とする。

第 23 条 学術集会の会長は、理事会に出席できる。

#### 第九章 会計

第 24 条 本会の費用は、入会金、会費及び本会の事業に伴う収入をもってあてる。

第 25 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より始まり 3 月末日をもって終わる。

#### 第十章 会則変更

第 26 条 会則の変更は、理事会の議を経た後、総会の承認を得ることを必要とする。

#### 第十一章 雑則

第 27 条 この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は別に定める。

付則 本会則は、平成 12 年 4 月 8 日より実施する。

本会則の改正は、平成 13 年 6 月 30 日より実施する。

本会則の改正（目的、会員資格、役員・委員会、会議、賛助会員会費）は、平成 14 年 6 月 1 日より実施する。

本会則の改正（会費）は、平成 17 年 6 月 11 日より実施する。

本会則の改正（事務局、役員）は、平成 19 年 6 月 10 日より実施する。

本会則の改正（研究学術情報委員会）は、平成 21 年 6 月 7 日より実施する。

本会則の改正（会の名称ほか全章）は、平成 23 年 6 月 5 日より実施する。

本会則の改正（英文名称）は、平成 24 年 6 月 9 日より実施する。

本会則の改正（事務局）は、平成 26 年 11 月 1 日より実施する。

本会則の改正（日本運動器看護学会認定運動器看護師制度の運営、委員の任期）は、平成 29 年 6 月 5 日より

実施する。

本会則の改正（事務局住所）は、令和 1 年 9 月 22 日より実施する

本会則の改正（事務局住所）は、令和 3 年 6 月 27 日より実施する